

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保護者記入)

大井保育園長様

園児氏名

病 名 「 」 と診断され、

年 月 日 医療機関名 「 」 において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園するよう、御配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	湿潤な発疹がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫（水いぼ）	—	掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること
頭じらみ	発症から駆除開始数日間	駆除を開始していること

*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。（令和5年5月一部改訂）

*この他の病気でも、登園に際しては、医師に確認していただくようお願いいたします。